

選挙管理委員会次第

期日 令和4（2022）年6月1日（水）

午後2時から

場所 みよし市役所 政策審議会室

1 挨拶

2 議題

- (1) 専決処分について（委員長報告） P 1～2
- (2) 選挙人名簿定時登録（令和4（2022）年6月）について
 - ア 定時登録資格要件 P 3
 - イ 選挙人名簿登録数（6月定時登録） P 4～7
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数 P 8～9
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示 P 10
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示 P 11

3 その他

- (1) 第26回参議院議員通常選挙に係る選挙事務について（別紙）
- (2) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について（別紙）

専決処分について（委員長報告）

みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

処分事項：公職選挙法第30条の6第1項の規定により、下記の者を本市の在外選挙人名簿に登録する。

記

氏名	生年月日	性別	本籍	日本での最終住所地	専決処分日

(別紙1)
在外選挙人名簿の被登録資格の確認

氏名	①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと	②申請時に年齢満18年以上であること	③日本国民であること	④公職選挙法第111条第1項の該当がないこと	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと	⑦領事館の管轄区域内に3か月以上当該申請者が住所を有していること
	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	(登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(日本国総領事又は日本国大使からの意見書又は「在外選挙生所意見照会システム」による確認)
							管轄区域内 内住定日 登録申請日 総領事又は大使
							管轄区域内 内住定日 登録申請日 総領事又は大使

選挙人名簿定時登録（令和4（2022）年6月）について

定時登録資格要件

- 1 基準日及び登録日（公職選挙法第22条）
令和4（2022）年6月1日（水）
- 2 登録要件（公職選挙法第9条）
 - (1) 国政選挙の選挙権のある者
 - ア 日本国民である者
 - イ 年齢満18年以上である者（平成16年6月2日以前の出生者）
 - (2) 住所要件（公職選挙法第21条及び第28条）
 - ア 令和4（2022）年3月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民である者（3か月要件）
 - イ 令和4（2022）年2月1日から令和4（2022）年5月31日までの間の転出者で3か月以上住民基本台帳に記録されていた者
 - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民である者
- 3 抹消者（公職選挙法第11条及び第28条）
 - (1) 令和4（2022）年1月31日以前に転出した者（4か月要件）
 - (2) 前回の登録時（令和4（2022）年3月1日）において登録のあった者で、令和4（2022）年6月1日までに死亡した者
 - (3) 欠格事項に該当した者
- 4 その他（「転出者」で表示される者（公職選挙法第27条））
令和4（2022）年2月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（6月定時登録）

令和4（2022）年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,865 人	23,711 人	48,576 人	

（参考）前回定時登録（3月）からの増減

区分	男	女	計	備考
3月定時登録者数	24,787 人	23,648 人	48,435 人	
登録者数	432 人	322 人	754 人	
抹消者数	354 人	259 人	613 人	
転出者	307 人	215 人	522 人	
死亡者	47 人	44 人	91 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
その他	0 人	0 人	0 人	
6月定時登録者数	24,865 人	23,711 人	48,576 人	
増減者数	+78 人	+63 人	+141 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,198	3,046	6,244
	北部	3,337	3,207	6,544
	南部	2,539	2,423	4,962
	西部	3,000	2,698	5,698
	天王	3,431	3,220	6,651
	三好丘	3,402	3,289	6,691
	緑丘	3,051	3,081	6,132
	黒笹	2,907	2,747	5,654
合 計		24,865	23,711	48,576
開票区数	1	投 票 区 数	8	

前回定時登録(令和4(2022)年3月1日)と

今回定時登録(令和4(2022)年6月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録
三好	3,186	+12	3,198	3,038	+8	3,046	6,224	+20	6,244
北部	3,351	-14	3,337	3,212	-5	3,207	6,563	-19	6,544
南部	2,520	+19	2,539	2,411	+12	2,423	4,981	+31	4,962
西部	3,005	-5	3,000	2,692	+6	2,698	5,697	+1	5,698
天王	3,417	+14	3,431	3,227	-7	3,220	6,644	+7	6,651
三好丘	3,415	-13	3,402	3,305	-16	3,289	6,720	-29	6,691
緑丘	3,042	+9	3,051	3,064	+17	3,081	6,106	+26	6,132
黒笹	2,851	+56	2,907	2,699	+48	2,747	5,550	+104	5,654
合 計	24,787	+78	24,865	23,648	+68	23,716	48,435	+146	48,581

前回定時登録（令和4（2022）年3月1日）からの増減表

世代別	世代	内 訳		男			女			計		
		男	女	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
	18歳	416	369	406	10	416	384	-15	369	734	-5	785
	19歳	352	380	348	4	352	358	22	380	741	26	732
	20歳	394	368	421	-27	394	368	0	368	806	-27	762
	21歳から25歳	1,954	1,800	1,919	35	1,954	1,790	10	1,800	3,649	45	3,754
	26歳から30歳	1,861	1,548	1,861	0	1,861	1,545	3	1,548	3,372	3	3,409
	31歳から35歳	1,850	1,605	1,832	18	1,850	1,592	13	1,605	3,432	31	3,455
	36歳から40歳	1,990	1,721	1,990	0	1,990	1,728	-7	1,721	3,702	-7	3,711
	41歳から45歳	2,093	1,804	2,117	-24	2,093	1,823	-19	1,804	4,024	-43	3,897
	46歳から50歳	2,677	2,688	2,721	-44	2,677	2,738	-50	2,688	5,528	-94	5,365
	51歳から55歳	2,664	2,522	2,599	65	2,664	2,432	90	2,522	4,936	155	5,186
	56歳から60歳	2,093	1,782	2,094	-1	2,093	1,796	-14	1,782	3,886	-15	3,875
	61歳から65歳	1,484	1,340	1,470	14	1,484	1,331	9	1,340	2,762	23	2,824
	66歳から70歳	1,273	1,236	1,279	-6	1,273	1,230	6	1,236	2,513	0	2,509
	71歳から75歳	1,451	1,673	1,424	27	1,451	1,680	-7	1,673	3,088	20	3,124
	76歳から80歳	1,146	1,289	1,164	-18	1,146	1,278	11	1,289	2,483	-7	2,435
	81歳以上	1,167	1,586	1,142	25	1,167	1,575	11	1,586	2,651	36	2,753
	合 計	24,865	23,711	24,787	78	24,865	23,648	63	23,711	48,307	141	48,576

みよし市

在外選挙人名簿登録者数

令和4（2022）年6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	20人	15人	35人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
3月定時登録者数	20人	14人	34人	
登録者数	1人	1人	2人	
抹消者数	1人	0人	1人	
6月定時登録者数	20人	15人	35人	
増減者数	0人	+1人	+1人	

付表

(単位：人)

經由領事館の名称			内訳		
地域	經由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	3人	0人	3人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ペナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	小計		7人	3人	10人
北米	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	0人	2人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在トロント日本国総領事	カナダ	1人	0人	1人
	小計		6人	6人	12人
中南米	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
	小計		4人	2人	6人
欧州	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	1人	1人	2人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	小計		3人	2人	5人
アフリカ	在ギニア日本国大使	ギニア共和国	0人	1人	1人
	小計		0人	1人	1人

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、972である。

令和4年6月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 青木敏郎

(参考)

※ 登録者数

$$48,576人 \div 50 = 971.52 \\ \approx 972 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回定時登録(令和4年3月1日)

※ 登録者数

$$48,435人 \div 50 = 968.7 \\ \approx 969 \text{ (小数点切り上げ)}$$

選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、16,192である。

令和4年6月1日

みよし市選挙管理委員会

委員長 青木敏郎

(参考)

※ 登録者数

$$48,576人 \div 3 = 16,192$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回定時登録（令和4年3月1日）

※ 登録者数

$$48,435人 \div 3 = 16,145 \dots$$